

川越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（案）に対する意見公募の結果

1 意見公募手続の概要

(1) 募集期間 令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

(2) 募集対象

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事業所等に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ その他この案に関し、利害関係を有する方

(3) 閲覧場所

- ① 川越市役所市民課、各市民センター、川越駅西口連絡所
- ② 市ホームページ

(4) 意見の提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ F A X
- ④ 市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続きの結果

(1) 意見提出者 1名

(2) 意見件数 2件

3 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見と意見に対する本市の考え方は、次のとおりです。

意見の概要	市の考え方
印鑑の登録時の市民カードの申請時 に関しては、基本的に大賛成です が、更なる今後のマイナンバー化も 含め、検討する必要がある。	窓口でのマイナンバーカードを利用 した印鑑証明書の交付につきまして は、現在検討を進めているところで ございます。
R 6 年度秋季から導入される行政の DX 化に向け、行政組織横断的に検討 する必要がある。また、印鑑登録業 務のみならず、市民部窓口業務全体 の整理も必要である。 この事から、市民部全体の整理を図 る事から、職員要員減を行政コスト 削減の観点から合わせて検討が急務 である。	今後の参考とさせていただきます。